令和８年　第８回弟子屈町定例教育委員会会議録

１　日時：令和８年８月２５日（火）午前１０時００分から午前１０時４５分まで
２　会場：弟子屈町公民館研修室
３　出席委員
　岩原教育長、金井教育長職務代理者、菅原委員、吉田委員、宮田委員
　欠席委員
　なし
　出席事務局
　鈴木管理課長、岡田管理課長補佐、川上指導室長、川井田社会教育課長、金須社会教育課長補佐、杉崎公民館副館長、小見山図書館副館長、坪井給食センター副所長、片岡係長
　欠席事務局
　なし
４　会議録署名委員：吉田委員
　前回署名：菅原委員
５　傍聴人　なし

議事日程

令和　８年　８月２５日

日　程	議案番号	議　　件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第１２号	専決処分事項の報告について （弟子屈町立小・中学校学校歯科医の解嘱について／７月３１日付）
5	議案第２３号	弟子屈町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
6	議案第２４号	弟子屈町立学校における部活動の方針の一部改定について
7	議案第２５号	議会の議案についての町長への意見の申出について （令和８年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算関係）

会議内容

【開　会】

岡田補佐　：ただ今より、令和８年第８回定例教育委員会を開会いたします。
　　開会にあたり、岩原教育長よりご挨拶申し上げます。

岩原教育長：おはようございます。
　　本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、大変、ありがとうございます。
　　それでは、ただ今から、令和８年第８回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長：日程１　会議録署名委員の指名につきましては、吉田委員にお願いしたいと思います。
　　前回の教育委員会での会議録の承認につきましては、菅原委員にお願いしておりましたが、よろしいでしょうか？
各委員　　：はい。
岩原教育長：それでは、そのように取り計らいたいと思います。

岩原教育長：日程２　会期の決定ですが、会期につきましては、本日１日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか？
各委員　　：ありません。
岩原教育長：異議なしということで、会期は、本日１日限りといたします。

岩原教育長：日程３　教育長行政報告につきましては、私の方から説明いたしますので、お手元の資料を見て頂きたいと思います。

【行政報告件名】

7 月 29 日（水）　地域フィールド研修
　　令和８年度第１回釧路管内地域いじめ問題等対策連絡協議会
7 月 30 日（木）　こども体験事業
　　新 ALT キヴァーン来町
7 月 31 日（金）　教員採用面接試験
8 月 1 日（土）　第６３回釧路地区吹奏楽コンクール
8 月 2 日（日）　第３５回町民水泳競技大会兼記録会
8 月 4 日（火）　こども体験事業
　　職員採用面接試験
8 月 5 日（水）　生きがい講座「標茶町たんちょう大学との交流会」
　　日置市議会産業建設常任委員会行政視察対応
8 月 6 日（木）　第１０回ふまねっと交流会
8 月 9 日（日）　第５５回全道少年軟式野球大会
　　日本リトルシニア東日本選抜野球大会
8 月 10 日（月）　てしかがふるさとスカイクルーズ

8 月 16 日（日）　釧路新聞「番茶の味」掲載
　　日本大学駅伝部合宿
8 月 17 日（月）　第５回連携校長会議
　　校長教頭合同研修会
8 月 18 日（火）　小森コーポレーション合宿
8 月 19 日（水）　アイヌ施策庁内検討会議
　　鐺別獅子舞・仁多獅子舞奉納
8 月 20 日（木）　永年勤続者表彰伝達
　　第５回連携教頭会議
8 月 22 日（土）　釧路管内スポーツ推進委員研究集会
8 月 23 日（日）　第７回屈斜路湖オープンウォータースイミング大会
8 月 24 日（月）　令和７年度決算審査講評
8 月 25 日（火）　第８回定例教育委員会

教育長日記　　３件掲載

岩原教育長：以上で、行政報告について終わらせて頂きます。
　　何か、ご意見や、質疑がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。
　　ありませんか？
岩原教育長：ないようですので、行政報告については報告済みとさせていただきます。

岩原教育長：報告第１２号「専決処分事項の報告について」を、議題と致します。
　　本件は、７月３１日付けの「弟子屈町立小・中学校学校歯科医の解嘱について」であります。
　　なお、内容が「教育委員会に関連する非常勤特別職の人事に関すること」でありますので、「弟子屈町教育委員会 会議規則 第１５条」により、秘密会と致します。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を解きます。
岩原教育長：それでは、報告第１２号「専決処分事項の報告について／弟子屈町立小・中学校学校歯科医の解嘱について」を、承認いたします。

岩原教育長：日程５　議案第２３号「弟子屈町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。
　　事務局より、説明をお願いします。

岡田補佐　：ただいま、上程のありました議案第２３号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。弟子屈町教育委員会会議規則は、弟子屈町教育委員会の会議、その他議事の運営に必要な事項を定めるものであります。

この度の一部改正は、毎月１回開催しております、定例教育委員会の会議について、付議する事件等がない月は、会議を開催しないことができるよう規則を改正するものであります。
改正理由としては２つございます、一つ目が教育委員皆さまの負担軽減でございます。教育委員皆さまは本来の職務がある中で、教育委員会の職務に従事いただいていることを考慮すると、審議案件がない月にまで、出席を求めることは、時間的な負担となることと思われます。もう一つは、事務局側の業務効率・合理化でございます。会議開催に伴う事務負担を軽減することで、他の業務に人的・時間的資源を振り向けることが可能となります。
それでは、議案第２３号のページをお開き願います。電子版では５ページとなります。
議案第２３号「弟子屈町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」弟子屈町教育委員会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定するものとする。以下、省略させていただきます。
それでは、次ページの新旧対照表をご覧ください。
表右側が改正後となります。第２条第２項の定例会の規定にただし書きとして「ただし、当該月に付すべき事件その他、急施を要する報告事項がないときは、会議を開催しないことができる。」を新たに規定いたします。
施行日は、表外に記載のとおり令和８年９月１日からといたします。
なお、会議を開催しない月の取扱いについてですが、議案等がなく、会議開催を見送ることを決定した際は、教育委員の皆様にメールでお知らせいたします。お知らせ時期は、遅くても開催日の前の週の金曜日にはお知らせできればと考えております。
また、教育長行政報告及び翌月の主な行事予定については、会議がない場合であっても Google ドライブに資料を格納し、閲覧できるよう対処いたします。
以上、簡単ではありますが、議案第２３号「弟子屈町教育委員会会議規則の一部改正」の説明とさせて頂きますので、ご審議のうえ、ご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お願いします。
菅原委員　：専決処分報告があれば、開催しますか。
岡田補佐　：専決処分等の報告事項がありましたら開催いたします。
岩原教育長：議案等が無い月は年に２回程度はあろうかと思います。
岩原教育長：ほかにないようですので、承認してよろしいでしょうか？
各委員　　：はい。
岩原教育長：それでは、議案第２３号「弟子屈町教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

岩原教育長：日程６　議案第２４号「弟子屈町立学校における部活動の方針の一部改定について」を、議題と致します。
事務局より、説明をお願いします。

岡田補佐　：ただいま、上程のありました議案第２４号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。弟子屈町立学校における部活動の方針は、中学校における部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定するほか、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなることを目指し、文部科学省のガイドライン及び北海道の部活動の在り方に関する指針に従い、令和３年１月に制定し、令和６年３月に改定をしたところでございます。

このほどの改定については、文部科学省のガイドラインが改定されたことに伴い、北海道の指針も見直されたことに基づき、本町の指針についても同様の改定を行うものとなっております。

それでは、議案第２４号のページをお開き願います。電子版では８ページとなります。議案第２４号「弟子屈町立学校における部活動の方針の一部改定について」弟子屈町立学校における部活動の方針を、別紙のとおり一部改定するものとする。以下、省略させていただきます。

参考資料の方で改定内容をご説明させていただきますので、参考資料２ページをお開き願います。

こちらは、北海道教育委員会で作成した資料です。２改定内容をご覧ください。

主な改定内容として　１　適切な指導・安全安心の確保に向けて、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止するための留意事項等を追記しております。

２　休養日・活動時間の設定基準の改定では、下表の休養日の基準をご覧ください。改定前は、週２日以上（平日１日及び週末１日以上）であったのが、改定後の赤字では週２日以上だけの規定となりました。これは休養日の設定基準を柔軟化したものであります。

続いて、活動時間の基準については、平日・休日の時間基準に加え、週当たり 11 時間程度と新たな基準を設けました。

続いて、次ページの新旧対照表をご覧ください。改定箇所が多いため、先ほどご説明した主な改定部分のみご説明いたします。

３ページ下段に「（１）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶」を新たに規定し、それ以降に具体的な内容をまとめております。

続いて、５ページ下段、休養日の設定では、左側の改正前の（平日は少なくとも～）の文言を削除しております。

続いて、６ページ目上段　活動時間の設定では、週当たり 11 時間程度と新たに規定いたしました。なお、改定時期は令和８年８月といたします。

以上、簡単ではありますが、議案第２４号「弟子屈町立学校における部活動の方針の一部改定」の説明とさせて頂きますので、ご審議のうえ、ご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お願いします。

各委員　　：ありません。
岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？
各委員　　：はい。
岩原教育長：それでは、議案第２４号「弟子屈町立学校における部活動の方針の一部改定について」を、承認いたします。

岩原教育長：日程７　議案第２５号「議会の議案についての町長への意見の申出について／令和８年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算関係」を、議題と致します。事務局より、説明をお願いします。

岡田補佐　：ただいま、上程のありました議案第２５号について、ご説明させていただきます。本件は、令和８年度弟子屈町一般会計補正予算の教育費に関するもので、来月９月７日から始まる町議会定例会において、ご審議いただくものとなっております。
それでは、議案第２５号のページ、電子版では 21 ページをお開き願います。
議案第２５号「議会の議案についての町長への意見の申出について令和８年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算関係」
地方教育行政の組織及び運営に関する法律　　第 29 条の規定に基づき、町長から意見を求められたので、異議なしとして、原案に同意する。以下、省略させていただきます。
それでは、最初に管理課所管分についてご説明いたします。今回の主なものは、本年４月の人事異動に伴う、職員及び会計年度任用職員の人件費に係る補正などとなっております。それでは、補正予算書の３ページ目、電子版では 25 ページ目をお開きください。
歳出予算として、１０款 教育費　１項　教育総務費　２目　事務局費ついてです。このページについては、４月の人事異動に伴う、補正予算となっております。
続いて、次ページをお開き願います。同じく事務局費ですが、008 高等学校生徒活動支援において、高校通学費の補助金を 103 千円増額しております。これは、今年度、弟子屈高校の入学者で標茶町から通学する方が１名おりましたので、要綱に基づき、定期代費用を補助しておりますが、予算に不足が生じましたので補正するものです。
続きまして、次ページをお開きください。こちらは小学校費となり、こちらも４月の人事異動に伴う、人件費関連の補正予算となっておりますが、下段の２目教育振興費については、美留和小学校の特別支援教育支援員を１名増員しましたので、その分が大きく増額となっております。
続いて、１ページ飛ばして、補正予算書７ページ目、電子版では 29 ページ目をお開き願います。
こちらは、中学校費となります。上段の１目学校管理費 003 各中学校施設改修では、川湯中学校グラウンド整備業務として 330 千円を計上しております。これは、川湯中学校グラウンドが雑草繁茂するなどし、授業に支障をきたす恐

れがありましたので、大型重機による表土削り、不陸整正、転圧を実施しました。これに伴う不足予算を補正するものです。
それ以外については、人事異動に伴う人件費関連の補正予算となっております。
以上、簡単ではありますが、管理課所管分の説明とさせていただきます。

片岡係長　：それでは、社会教育課の補正予算について、ご説明申し上げます。はじめに社会教育係から説明いたします。議案書の予算書１ページ（PDF：２３ページ）をお開き願います。あわせて、参考資料８ページ（PDF：９ページ）をご覧ください。
歳入になります。18 款：寄附金、1 項：寄附金、4 目：教育費寄附金につきまして、1 節：社会教育振興費寄附金で 200 万円の増額補正となります。内訳につきましては、参考資料にありますとおり、匿名希望で 100 万円が 2 件となっております。次に、歳出に移ります。１目：社会教育総務費のうち、社会教育係所管分及びアイヌ民族資料館分をご説明いたしますので、議案書８ページ（PDF：30 ページ）をお開き願います。
右の説明欄の順番に基づいて説明させていただきます。
社会教育活動一般では、10 月に稚内市で開催されます第 65 回北海道社会教育研究大会（宗谷大会）へ参加するにあたり、委員と職員１名分の報酬、旅費、需用費、あわせて 5 万円を補正しております。芸術文化活動では、文化賞及び文化奨励賞の推薦を募集しましたところ 4 名の応募がございました。そのため今後開催されます文化賞審議会に係る報酬、旅費の費用弁償、消耗品の他、受賞者が決定しましたら、授賞式でお渡しする楯の費用を報償費、あわせて 22 万円を計上しております。
社会教育振興基金では、歳入で説明いたしました寄付金 200 万円につきまして、社会教育振興基金への積立金として計上しております。
つぎのページに移ります。郷土資料管理では会計年度任用職員１名分の人件費として報酬や職員手当等、合計 412 万 9 千円を計上しております。
続きまして、4 目：資料館管理費に移ります。職員手当及び共済費につきましては、当初予算の作成時点では採用募集前を前提として人件費を積算しておりましたが、その後の採用内定や現職者の継続雇用など、実態の確定に伴う不足額等を補正するものでございます。主な内訳といたしましては、継続雇用に伴う期末勤勉手当の増額として 30 万円、また社会保険料の確定に伴う減額として 60 万円などを計上しております。以上、社会教育係及びアイヌ民族資料館に係る補正予算の説明とさせて頂きます。

金須補佐　：それでは、スポーツ係、プール管理係の補正予算について、ご説明申し上げます。２ページ目になります。歳入です。22 款：町債で、過疎地域自立促進特別事業債１３０万円の補正になります。スポーツ振興助成金の増額に伴う補正となります。全道大会に出場する団体が増えたことによる増額補正となり、１１ページの歳出でも同じく１３０万円の増額補正となります。次に、予算１１ページ。歳出になります。
プール管理係の歳出になります。３目プール管理費　１節　報酬、３節　職員手当等、４節　共済費８節　旅費、１８節　負担金、補助金及び交付金でプー

ル監視員として１名分の会計年度職員の人件費の増額補正となります。１０節需用費では、プールクリーナー等の修繕 487,000 円の増額補正となります。
以上が、スポーツ係、プール管理係に関する補正予算の説明になります。

小見山副館長：それでは、引き続き図書館所管の補正予算の内容について、ご説明申し上げます。議案書の予算書９ページをご覧願います。電子版では３１ページとなります。図書館 所管分の歳出予算で、10 款：教育費、4 項：社会教育費、5 目：図書館管理費で、001：図書館管理運営の 4 節：共済費の労働保険料 34,000 円の増額補正と次のページの 8 節：旅費の費用弁償（通勤手当）31,000 円の増額補正となります。こちらは職員係の積算により労働保険料と費用弁償について不足が見込まれるとされたため増額するものであります。
次に 10 節：需用費の修繕料 80,000 円の増額補正となります。こちらは、図書館内の暑さ対策として本年度より総務課からスポットクーラーを 4 台借りて運用しているところですが排気ダクトが短く室内に排熱がこもってしまうため、窓から排気できるように排気ダクトの延長加工等に係る費用となります。
以上、図書館に係る補正予算の説明とさせて頂きます。

坪井副所長：つづきまして、給食センター分について、提案理由をご説明させていただきます。主な内容は、会計年度任用職員の労働保険料の増額となっております。
それでは、議案書１２ページをお開きください。４目給食センター費００１学校給食センター管理運営０４共済費の労働保険料１５９千円の増額で要因は、令和７年度の精算が確定したことによるものでございます。
以上、給食センター所管分の議案第２５号の説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、お願いします。
各委員　　：ありません。
岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？
各委員　　：はい。
岩原教育長：それでは、議案第２５号「議会の議案についての町長への意見の申出について／令和８年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算関係」を、承認いたします。

岩原教育長：これで、予定していた日程は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、お願いします。
岩原教育長：各委員からありますか？
各委員　　：ありません。

岩原教育長：そのほか事務局からの連絡をお願いします。
鈴木課長　：主な行事予定表を見ていただきたいと思います。９月の予定としましては、
４日、連携校長会議
５日、町 PTA 連合会研究大会・生涯学習講演会が弟小で行われますネットトラブルからこどもたちを守るには」ということで、らっこさんや弟子屈警察署刑事・生活安全課 三浦さんに講演いただくこととなっております。
12 日、美小主催のメンタルケア講演会が実施され、保護者・地域の方・教職

員向けとして、北見赤十字病院　畑中作業療法士が講演されます
14 日、生きがい講座合同室内運動会
15 日、連携教頭会議、
16 日、17 日、イングリッシュウィークとして、今年度も玉川大学の生徒が来町し各学校の英語の授業を行っていただきます。
19 日、こども園運動会
26 日、弟中の文化祭を皮切りに各学校において文化祭・学芸会等が実施されます。10/3 川湯中学校、10/17 美留和小学校、10/24 和琴小学校、10/31 川湯小学校、11/21 弟子屈小学校
29 日、定例教育委員会
30 日から 10 月 4 日まで、町の総合文化祭展示が公民館で開催されます。

岩原教育長：最後に、次回以降の、教育委員会開催日時につきまして、確認します。
来月９月の定例教育委員会につきましては、前回の会議で、９月２９日（火）ということで、ご案内しておりましたが、都合の方は、よろしいでしょうか？
各委員　　：はい
岩原教育長：それでは、来月は９月２９日（火）でお願いします。場所は、役場委員会室となります。その次の第１０回定例教育委員会につきましては、１０月２７日（火）に美留和小学校での移動教育委員会を予定しております。来月、再度確認したいと思いますが、日程を予定しておいてください。よろしいでしょうか？
各委員　　：はい
岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和８年 第８回 定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会　教育長　岩原　勝行

弟子屈町教育委員会　委　員　吉田　一徳